

氏名	玄 宇民		
ヨミガナ	ゲン ウミン		
学位の種類	博士（映像メディア学）		
学位記番号	映博第13号		
学位授与年月日	平成29年3月27日		
学位論文等題目	〈論文〉 移動の記憶：マイグレーションの表象可能性について		
論文等審査委員			
（主査）	東京芸術大学	教授	（映像研究科） 桂 英史
（論文第1副査）	東京芸術大学	教授	（映像研究科） 桐山 孝司
（副査）	東京芸術大学	准教授	（映像研究科） 高山 明
（副査）	東京芸術大学	教授	（映像研究科） 諏訪 敦彦
（副査）	東京大学	教授	沼野 充義
（副査）	情報科学芸術大学院大学	教授	松井 茂

（論文内容の要旨）

本論の目的は人々の「移動」のありようを映像で表現する可能性を検討することである。19～20世紀における人類の移動は「移民」や「ディアスポラ」といった用語で論じられてきたが、国民国家が「想像の共同体」とよばれたように移民やディアスポラといった語が指し示すものも決して自明で静的なものではない。本論ではより動的な移動とその過程に焦点をあてるべく、「マイグレーション」をキーワードとする。

具体的には韓国と日本を舞台とした筆者のこれまでの作品制作から得た問題意識とそれに関連する参照作品を通して、かつてあった、あるいは現在進行形のマイグレーションを表現する為にどのような試みが可能なのか、「移動の記憶」およびその空間を表現するメディアとしての映像の可能性を検討する。

（論文審査結果の要旨）

本研究はマイグレーション（移動）というテーマを設定し、研究の目的と方法で示されているように、研究作品には言うに及ばず、一つの前提として、著者が企てている新しいドキュメンタリー映像表現の方法が介在している。最終審査会では、本審査の時に発表した研究作品《未完の旅路への旅》についての再編集版の上映と論文（作品解説）についての発表がおこなわれた。

研究論文『移動の記憶：マイグレーションの表象可能性について』はみずからの出自（特別永住者）であることを相対化しながら、同時代的かつ世界的なテーマであるマイグレーション（移動）のあり方を映像で表現する可能性について、その文化研究的な側面と映像論・映像史的な側面の両方から自己評価することによって分析、検討し、その同時代的な意義を論じる独創的な論文である。具体的には韓国と日本を舞台とした筆者のこれまでの作品制作から得た問題意識とそれに関連する参照作品を通して、かつてあった、あるいは現在進行形のマイグレーションを表現する為にどのような試みが可能なのか、「移動の記憶」を表現するメディアとしての映像の可能性を検討している。自作の分析にあつては、映像におけるインタビューという手法を対話や発話の問題として還元しながら、発話を引き出す話し言葉の問題にも関心を向けている。

最終的に表現や批評の可能性があるズレや違和感が移動を表象することができることを指摘する論点はドキュメンタリー概念の拡大につながってゆく。その活動を著者は歴史的かつ文化的に根拠を与えてきた際の視座の拡張につながっていくものと位置づけている。この点に関しては、著者の映像論や移動をめぐる文化論に同意できぬ人々にとっても高く評価せずにはいられないだろう。より興味深いのは Heimat（郷土）という概

念がマイグレーションはもとよりモダニティ、アイデンティティといった諸概念といかに重なり合っているかについて、自作の映像作品を通じて論じられていることであろう。そのアプローチは政治的正当性や集団的な正当性を超えて個別のマイグレーションを表象することが可能性を示唆している点である。

平成 29 年 2 月 18 日、学位論文審査委員会の主催による最終試験において、審査委員全員出席のもと研究論文について著者による口頭発表を求め、著者が参照する先行事例や学術的な背景について質疑応答を行った。

最終試験において、研究作品に関しては、作品の中心的なテーマがなかなか見えてこない、「男と女が出会う」といったシーンで制度的な物語が駆動し始めることにどのくらい意識的であるのか、論文においては、微細な差異を移動してゆくことの映像表現は移動や越境にとってどのような表象となっているのか、「訛り」という発話の意義の広がりなどについて、活発な質疑応答がなされた。そのうえで、表象についての論述にいささか曖昧さがあること、フィクションとドキュメンタリーの境界は退屈で無意味であることが不完全にしか意識されていないことなどが指摘された。ただ、ここで述べられている話法と映像の関係はイメージとイメージが緊密に連携しない方法として特異な位置を確立しつつあると同時に、作品の先進性とその独創的な自作解説の論旨は博士の学位授与に十分値することを審査委員全員が評価し合格と判定した。

よって著者は博士(映像)の学位を受けるに十分な資格を有するものとここに認める。